

学校法人の監事就任届等の部分開示決定に係る異議申立て

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

実施機関が、「特定の学校法人の監事就任届（昭和63年12月13日、平成2年8月16日及び平成6年6月21日に受理したもの）」（以下「本件公文書」という。）について、監事の住所及び氏名を非開示としたことは、妥当であると認められる。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成14年8月19日付けで行った本件開示請求に対し、栃木県知事が平成14年9月2日付けで栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき行った部分開示決定のうち本件公文書に記載された特定の学校法人の幼稚園の監事の住所及び氏名を非開示としたことについて、その処分の取消し及び開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書、開示決定等理由説明書に対する意見書及び口頭による意見陳述における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人の妻（以下「特定個人」という。）は、昭和55年4月2日から平成13年11月22日までの間、特定の学校法人の理事に就任していたことになっている。しかし、理事就任に当たっては、全く関知していなかったもので、当然承諾はしていない。また、理事会の議事録に署名押印したこともない。当該学校法人が、無断で本人の身分証明書をとったり、記名押印していたものである。このような当該学校法人の行為は、特定個人の人権を著しく侵害するものであり、当該条例第7条第2号ただし書口に該当するものである。
- (2) このような事態が生じたのは、本件において非開示となった監事が、当該学校法人の寄附行為第8条第2項「監事には、この法人の理事もしくはその親族その他特殊の関係がある者又は職員（園長及び教員を含む。以下同じ。）が含まれることになってはならない」という規定に抵触して選任されており、そのために、学校法人に対する監事のチェック機能が働かなくなっていたことによるのではないかと考えるものである。

以上のことから、本件において非開示となった監事の住所及び氏名を開示すべきである。

### 第3 実施機関の主張要旨

実施機関の非開示理由説明書における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件公文書

学校法人は、私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）第1条第2項及び私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）第13条の規定により、監事が就任したときは、遅滞なくその者の氏名及び住所並びに就任の年月日を所轄庁である知事に届け出ることとされている。

本件公文書は、これらの規定に基づき特定の学校法人が届け出た3通の監事就任届であり、昭和63年12月13日、平成2年8月16日及び平成6年6月21日にそれぞれ受理されている。当該監事就任届には、就任した監事の住所、氏名及び就任年月日が記載されており、添付すべき書類として、就任承諾書、身分証明書、宣誓書及び評議員会議事録がある。

#### 2 非開示理由

本件公文書に記載された監事の住所及び氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり条例第7条第2号本文に該当するものと判断する。

また、次の理由により条例第7条第2号ただし書に該当しないものと判断する。

##### (1) 条例第7条第2号ただし書イについて

学校法人の役員については、その登記事項を定めている組合等登記令（昭和39年政令第29号）第2条第4号において、「代表権を有する者の氏名、住所及び資格」のみが登記事項とされており、監事については、代表権を有しないことから登記事項とされていない。また、私立学校法等の法令等において、監事の氏名を閲覧できる制度も特に設けられていない。さらに慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報にも該当しないため、条例第7条第2号ただし書イに該当しないものと判断する。

##### (2) 条例第7条第2号ただし書ロについて

当該情報を公開することが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要なこととは一般的には認められず、開示する必要性が、監事のプライバシーの保護の必要性を上回るものとは認められないため、条例第7条第2号ただし書ロに該当しないものと判断する。

##### (3) 条例第7条第2号ただし書ハについて

当該情報は、公務員の職務遂行に係る情報ではないため、条例第7条第2号ただし書ハに該当しないものと判断する。

### 第4 審査会の判断

#### 1 判断にあたっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の

県政への参加を促進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしつつも、原則公開の基本理念のもとに県民の公文書の開示を求める権利が不当に侵害されることのないよう条例を解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件非開示部分を調査検討し、県民の公文書の開示を求める権利が不当に侵害されることのないよう条例を解釈し、以下判断するものである。

## 2 本件公文書の内容

実施機関は、異議申立人から開示請求のあった特定の学校法人の監事就任届等について、公文書開示決定1文書及び部分開示決定27文書の開示決定等を行った。本件公文書は、当該部分開示決定した公文書のうち「監事就任届（昭和63年12月13日、平成2年8月16日及び平成6年6月21日受理）」及び関係書類である。

本件公文書は、私立学校法施行令第1条第2項及び私立学校法施行規則第13条第1項の規定に基づき、特定の学校法人が、栃木県知事に届け出たものであり、「監事就任届」には、就任した監事の住所、氏名及び就任年月日が記載されている。また、関係書類として添付されているものは、就任承諾書、身分証明書、宣誓書及び評議員会議事録であり、就任した監事の住所、氏名等が記載されている。

本件公文書に記載された監事の住所及び氏名は、当該部分開示決定において非開示とされたものである。

## 3 具体的な判断

### (1) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」は非開示とすることができる旨規定している。これは、個人の権利利益が侵害されることのないようにするため、公文書に記載されている個人が特定できる情報を非開示として保護することとしたものである。また、条例第3条第1項後段は、実施機関に、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることを義務づけている。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に開示しなければならない情報として、条例第7条第2号ただし書は、イ 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報、ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報、ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報が記載されている公文書については、同号本文に該当する場合であっても、開示をしなければならないと規定している。

以上の解釈を前提として、本件において非開示とされた監事の住所及び氏名について検討する。

### ア 条例第7条第2号本文について

本件において非開示とされた情報は、特定の個人が識別されるものであり、同号本

文に該当することは明らかである。

イ 条例第7条第2号ただし書イについて

実施機関の主張するとおり、監事については、組合等登記令による登記事項とはされておらず、また、法令等によって閲覧されている情報ではなく、さらに、慣行として公表されているということもないと認められる。したがって、本件において非開示とされた情報が、同号ただし書イに該当するとは認められない。

ウ 条例第7条第2号ただし書ロについて

異議申立人は、特定個人が全く関知していないにもかかわらず、長年にわたり当該学校法人の理事として就任させられていたが、当該学校法人のこのような行為は、特定個人の人権を著しく侵害するものであり、条例第7条第2号ただし書ロに該当すると、主張する。

しかしながら、本件の場合、監事の住所及び氏名を開示することによって、特定個人が被った人権の侵害が回復されるという関係にはないと考えられるので、同号ただし書ロに該当するとは認められない。

エ 条例第7条第2号ただし書ハについて

本件の場合、監事は公務員等には該当しないので、非開示とされた情報が同号ただし書ハに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件において非開示とされた監事の住所及び氏名は、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

(2) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、当該学校法人は、栃木県知事への報告に係る事務手続等について、寄附行為に抵触する行為を行っている旨主張する。

しかしながら、当審査会としては、このようなことに関して、その是非を判断する権限を有していないものである。

4 結論

以上のとおり、本件公文書に記載された当該学校法人の監事の住所及び氏名は、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないものである。

よって、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成14年10月10日	・ 諮問
平成14年10月30日	・ 実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成14年11月27日	・ 異議申立人から開示決定等理由説明書に対する意見書を受理
平成14年12月19日 (第153回審査会)	・ 審議(経過等説明)
平成15年 1月16日	・ 異議申立人の口頭意見陳述

(第154回審査会)	・審議
平成15年 2月20日 (第155回審査会)	・審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
早乙女 哲	下野新聞社取締役	
佐 藤 千鶴子	公認会計士	
菅 俣 博	(社)栃木県商工会議所連合会専務理事	会長職務代理者
田 島 二三夫	弁護士	
中 村 清	宇都宮大学教授	会長